

金融機関生産物をめぐる帰属措置についての川口試案に対する各委員のコメント

(第3次産業部会資料 No. 3-3)

川口提案へのコメント

兵頭委員

1. 帰属計算は、国民所得計算を理論的にコンシステントなものとするための補足的な修正手段にほかならない。そのメリットは、国民所得計算におけるコンシステンシイの増大にある。したがって、帰属計算の取捨選択は、コンシステンシイ増大の効果が帰属計算導入に伴う負の効果を相殺して余りがあるか否かによって決せらるべきである。いうまでもなく、国民所得概念が理論的に確定されていることが先決要件である。反対に、帰属計算導入に伴う種々の難点を除去せんがために国民所得概念に恣意的な変更を加えるならば、角を矯めて牛を殺す結果になりかねない。
2. 川口提案は、企業の支払利子が要素費用であることを否定し、資金用益を原材料と同様の中間生産物とみなすものであるが、これは経済理論の裏付けのもとに確立された国民所得概念に根底から変更を加えることを意味する。のみならず、かりに資金用益を中間生産物とみなすならば、土地用益および労働用益もまた中間生産物とみなすべきではないであろうか。これらの要素費用のうち利子だけを除外する理由は何か。問題が基本的概念に関わるものであるだけに、便宜的観点からではなく、経済理論的に十分な

(202)

根拠が示される必要がある。そうではないかぎり、川口提案は国民所得概念に恣意的な変更を加えようとするものであるとの批判を免れないであろう。

3. 帰属計算を金融機関の付加価値計算に導入する場合に生ずる種々の難点のうち、「資料上の制約」は多かれ少なかれ国民所得計算一般に伴うものであって、帰属計算に固有のものとはいえない。また、運用利回りと預金利回りとの相対関係の変動によって国民所得と国民総生産の総額が変化したり、家計部門の消費性向に影響を及ぼしたりする点については、「帰属サービス」を認めるか否かによってその評価が異なるのであって、「帰属サービス」を認める立場からすれば、預金利回りと運用利回りとの相対関係の変動はサービス単価の変動にほかならず、単価の変動がある以上数量不変のもとで総額が変化するのはむしろ当然の結果とみるべきである。つまるところ問題は「概念上の曖昧性」に帰する。

「帰属サービス」の内容が曖昧であるとみられる理由は、オ一に貨幣取引の裏付けがないこと、オニに対象が無形のサービスであることのほかに、運用利回りと預金利回りとの差額にまさり等しいだけのサービスが果して預金者に対して行はわれているかどうか、という点にある。問題の焦点はここにあると思われる。し

しかしこの難点は致命的なものではなくて局部的なものである。なぜなら、制度的な相違にもかかわらず、わが国においてもまた預金者が銀行からサービスを受けていることは明らかな事実であり、かつサービス消費のあるところ必ずサービス生産があることはいうまでもないからである。

要するに、金融機関の付加価値計算に帰属計算を導入するのは、然るべき十分な根拠があるのであって、この結果、国民所得計算におけるコンシステンシー増大の効果は、種々の難点に伴う負の効果と相殺して余りがあるものと認められる。川口提案は局部的な難点を除去せんとして、かえって国民所得計算における全体としてのコンシステンシーを失わしめる結果を招く恐れがあるように思われる。

金融機関生産物をめぐる川口提案について

宮沢専門委員

- (1) もともとNIやIOの国民経済計算の基本思想は、経済活動をもつばら生産と消費を軸に表示する思考にあり、両者の間に介在する流通と資金の創出・媒介の活動を入れるべき「場」を積極的提示していない。この難点を回避するためにとられている現行方式は、帰属利子の擬制によって、金融機関をいわば「消費役生産業」とみはすやり方である。（銀行の運用利子と預金利子の差額を消費者に帰属させる方式）。これは、便宜としての手段たる点を別とすれば、多くの難点を生む手法であり、川口委員の現行方式への批判と新方式の提案は、積極的な意義をもつものと評価されるべきである。
- (2) 川口方式は、金融機関をもって、消費役生産業とみはす代わりに、「生産役生産業」として扱う（預金利子がコストで運用利子が生産物とみる）方式である。ただ問題は、金融活動が経済的に生産的有用性をはたしているということと、金融機関を生産業として扱うべしということとは、必ずしも同義ではない、という点である。したがってこの扱い方にも、やはり無理と限界が生ずる。その限界の具体的な一つの表われは、企業が金融機関に支払う利子と企業利潤から再分配とみる一般の理論的立場を、この方式が放棄せざるをえなくしている点にあらわれている。
- (3) 金融機関は、消費役役にせよ生産役役にせよ、もともとサービスを生産することを業としているとみるべき性格のものではない。しかし実際問題として何らかの擬制的扱いをせざるを得ぬという

のであれば、理論上および計数上の不合理が少ない方を選ぶべきである。しかし双方の不合理は問題点のほかには、質の異なるものが含まれているので、その判定はなかなか困難な性格を伴う。統計上の難点をとり除けば理論上の難点が新たに生ずるといったたぐいである。第三の道として、イギリス流に、帰属利子計算を止める方式の可否も、あわせて再考を要しよう。

(4) 上記とは観点は異なるが、川口方式をIO分析の立場から眺めると、次の問題が生ずる。企業の支払利子を利潤からの再分配とみず企業のコストとして中間経費に含めるとすると、金融サービスの投入係数があらわれる。ところがこの投入係数は、各産業の金融機関への依存度の相違(自己資金と他人資金の構成の差)によって不安定化し、誤差を生む欠陥を必然的にもたらす。そしてこの誤差は、算出される逆行列係数のすべてに波及して影響を与えるので、IO分析にとっても必ずしも好ましいことではない。

ここでも金融機関は、外生扱いにしておいた方が無難である。

(5) NIとIOに、生産と消費の間に介在する資金活動を入れる本来の「場」が確定されぬ以上、金融業についての正面からの分析は、むしろマネー・フロー表によるべきである。そしてこのことに関連しては、次の点も提起されよう。つまり、金融業の取り扱い方いかんについては、NIとマネー・フロー表との統合という問題面からも検討されるべき側面がありはしないかという点である。

サービス業推計方法をめぐる問題点について。

- (1) 小委員会議事録(27)で特に指摘されている三つの問題点のうち、「広告業」の生産所得額の35年の数字が、(概念調整とほどこしたのちにおいて)30年の金額の6割程度にも減少していることは、今日の広告費拡大の实情からみて、公表にさいして取り扱いに注意を要する。35年の推計額を採用するという立場をとることは、30年推計方法が著るしく不十分だということと承認することを意味するのだろうか。こうした判断でよいか否かは検討を要する。
- (2) 「その他娯楽業」の35年推計額も、30年より減少している。これは推計基礎の事業所数に減少がみられたためとされているが、これに乗せられるべき平均売上高や給与額(とくにその利潤部分)の推定、および所得率の算出は、十分の根拠あるものと認められるかどうか。
- (3) 「対個人サービス業」の35年推計額は、30年にくらべ実に2.3倍と激増して推定された。これは30年の推計方法に問題があったためだとされているが、どのような点に著るしい不備があったのか、これを今次推計との対比において明示する必要がある。
- (4) 一般に、第三産業の30年推計と35年推計との比較にかんし、(イ)概念上の相違の有無、(ロ)推計の方式と資料の差異、(ハ)信頼度の程度の等級区分、その他について、一覽的に対比した表を作成し、推計上の問題点のポイントを明記して疑点を明らかにする用意を整えられることを希望する。

帰属利子の取扱いに関する検討事項

(第3次産業部会資料 No. 4-1)

1 現行方式の問題点と川口方式

金融業の活動は、常識的には利子という所得の受払つまり所得の再分配によって行われていると考えられるが、これをそのまま現行の国民所得計算にとり入れると金融業の付加価値はマイナスに落ちざるをえない。しかしこのような取扱いは現行の所得計算が立脚する原理からみれば不合理と見做され、この点を合理化するために金融業について帰属計算が行われるようになった。

SNAではこの帰属計算の採用を勧告しているが、この方法にも種々の難点があり、諸外国でもいろいろと議論されているところである。^(注1) おおくの諸国では原則的にはこの方法を採用することとしているが、制度の相違、統計資料の欠陥を理由として必ずしも同一歩調をとっていない。げんに英国では、銀行業については無加工のまま放置している。^(注2)

わが国では現在、いちおうSNAの方法を採用しているが、わが国の金融機関の役割は、米英などとかなりちがった性格をもっているため、預金者とのみ銀行の「生産物」を帰属させるというSNAの方法は問題がさらにおおいとみることができるところがSNAの原理を忠実に適用すると、まだ脱漏している金融機関がすくまわらずあり、その部分についてさらに拡張することが必要になる。このさいとくに問題なのは、一般政府の預金にもとづく帰属措置と、

預金業務をおこなわない政府出資の金融機関の取りあつかいである。

川口提案は、現行方式への批判とその解決方法について積極的は意欲をもつものである。同案は銀行と他の企業、家計などの関連を現実的に、より有効にとらえており、N/A分析上からもすぐれた方式と考えられる。しかし、同案は企業の損益計算の体系をくずし、現行の国民所得計算におけるコンシステイを損なうおそれがあること、また非金融企業の支払利子の取りあつかいについてSNAや米英方式と全く対蹠的であること、などの点からみて国際比較上の難点があり、官庁の公式統計として採用するのは必ずかしいものとおもわれる。

そこで現行方式の根本的改訂の問題は将来にゆずり、さしあたっては国際比較という点を重視することとする。このさいSNAの原理にしたがい帰属計算の範囲はどこまで拡張するか、その範囲の基準はどこにおくべきか、などの問題について以下検討をおこなうこととする。

(注1) たとえば、1956年11月開催された「米国民経済計算審査委員会」の報告書7章主要勘定の特殊問題6、金融的仲介機関の取扱いの参照。

(注2) イギリス方式

イギリス方式では、保険業についてだけ帰属計算をおこなうが、他の金融機関についてはこれをおこなわない。したがって分配国民所得、国民支出に金融業の帰属利子、帰属サービスは含まれない。また産業別国民所得(組みかえ)は次のように算出、表示されている。

産業源泉別国内総生産

保険、銀行、金融業(不動産を含む)	
1 Income from employment	322 ^{百ポンド}
2 Gross profits and other income	369
3 Rent	168
4 Adjustment for net interest	-388
5 Total Contribution to gross domestic product	471

イギリス政府は、金融業について帰属計算をおこなわない理由を次のように述べている。「このように解決の方法(帰属サービスの取りあつかいをするこ一訳者)を一貫してとるとすると、「金融サービス」の手数料(charge)を個々の産業や部門に配分することが必要になる。このように配分*を決定する客観的根拠はあきらかに存在しない。

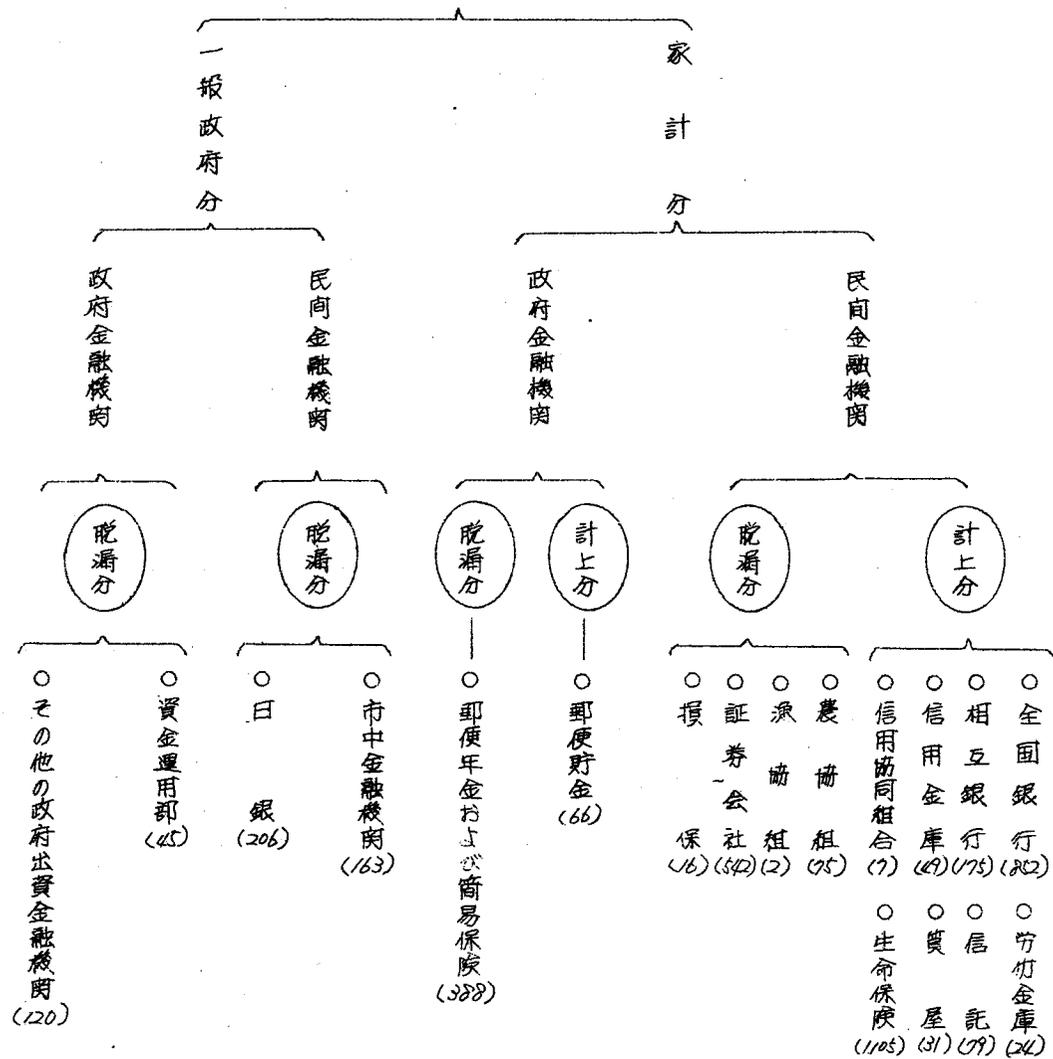
年向ほぼ400万ポンドにのぼるこれらの帰属手数料について、純粹に仮定的な配分をおこなうことは、金融機関が毎年確実に欠損するようにして表現されるパラドックスよりもっとミスリードすることとなるであろう。

* 「SNAやO.E.E.Cの標準方式はこの原則に金融手数料の帰属をおこなうことを勧告し、この手数料は各産業または部門の保有する銀行予金に比例して配分するよう示唆している。

この方法は実際にアメリカの勘定で採用されている。しかしイギリスでは銀行予金の分布に関する資料もえられぬし、また、このような帰属の根拠が必ずアリステックであるともおもわれぬ。」(National Income Statistics, by Central Statistical office, 1956, 145p-3)

2 現行帰属利子の範囲

NIに含まれる帰属利子ないしは帰属サービスは家計か一般政府分は大別することができるが、さらにその各々について、民間金融機関が「産出」するものと政府金融機関が「産出」するものに小別することができる。現行NI推計では家計分についてのみ帰属利子が計上され、一般政府分については全く考慮されていない。SNAの原理をさらに一貫させて採用するとすれば、家計分についても若干の脱漏があり、また一般政府分についても新たに計上する必要が生ずるであろう。このように観点から、いま、現行推計で計上されているものと脱漏しているものとを列挙すれば右表のとおりである。



(注) カッコ内数字は25年度帰属サービスの概算額

単位：億円

3 帰属利子計上の範囲の基準

金融機関における貸出ないしは投資のための派資(予金、出資、融資、金融債など)の一部または全部が家計および一般政府によって提供されているはあい、その派資のすべてについて家計および一般政府にたいし帰属計算をおこなうべきかどうか、という問題をまずはっきりしておかねばならない。

もし、予金者に対してだけでなく、予金以外のすべての派資の提供者についても帰属を考慮することになると、これらの派資の提供者が、その金融機関から受けるサービスの実体はなにかという問題が生ずる。

銀行が、予金者に提供するサービスは「予金の保有にともなう小切手業務、出納事務、投資サービス」であらわされているが、予金以外の派資の提供者は、その金融機関からどのようなサービスを受けていると考えるべきであろうか。このように予金以外の派資についても帰属を考慮することになると、概念上、さしあたって不明確な問題をふくむことになり、さらにその推計は極めて複雑になるであろう。

そこでこの帰属計算の範囲について、なんらかの限界をもうけるとすれば、各金融機関の提供するサービスの内容にもとづいて、予金業務を営むもの(予金者にサービスを提供するものとする)と、その他のものとはわけてその限界を吟味するのがよいようにおもわれる。

「予金業務を営むもの」については、原則として帰属利子を計上して、これをすべて予金者に「販売」することとし、「その他のもの」

については各機関の性格をそれぞれ検討し、その採否を決定するという方法が考えられる。

「その他のもの」について現行推計で計上されているのは、質屋、信託、生命保険である。

○ 質屋-----分配国民所得の控除項目として質屋の消費者負債利子を計上しているの、それとの見あいでは省くわけにはゆかない。

信託-----米英等の会社型(このはあい銀行予金と同様にあつかわれる)とちがって、契約型(個人の集団としてあつかわれる)をとっているの、相互生保と同様にあつかわれ計上されることになる。

生命保険---SNAでも明示しているの、採用することとする。

4 現行方式における帰属計算の拡張の可能性と問題点

現行推計で帰属計算の範囲から脱落している金融機関のおのこのについて、前項3でしめした基準を適用し、帰属計算をおこなうべきか否かを判断すると次のようになる。なお概念のうえでは計上すべきものでも、基礎資料の点で難点があるものがある。

家計	民間金融機関	○ 農協組-----概念的には帰属計算すべきである。 しかし推計上難点がある。
		○ 証券会社---信託報酬類似のものとしてN Iに計上する。
		○ 損保-----家計資産分については計上する必要があるが、株式組織である点で生命保険と同一に

		取扱えない。
分	政府金融機関	○郵便年金---資料上問題があるが、概念的には生命 簡易保険 保険と同様、家計分として全額計上す べきである。
一般政府分	民間金融機関	○市中金融機関---一般政府（地方分）の予金についても サービスの提供があると認めて帰属利 子を計上する。 ○日 銀---子金業務を行なっているので帰属を採 用する。
	政府金融機関	○資金運用部、その他の---予金業務を行な 政府出資機関 っていないから 原則として帰属 を採 用 しない。

本部会では、上記の判断にしたがって帰属計算の範囲を拡張することを了承したが、一般政府分については、なお問題が
のこるので、財政分科会でさらに検討をかさねることとした。

推 計 方 法 關 係

金融保険業部門の産出配分表 (昭和35年度)

(第3次産業部会資料 NO 2-3)

単位：100万円

経済主体別配分 金融機関別産出	(1)	(2)	(3)	(4)(2)+(3)	(5)(1)-(4)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)(6)+(7)	(11)	(12)(8)+(11)	(13)(15)-(10) -(14)	(14)
	産出総額	家計	個人企業	小計	その他	政府一般部	公社公団 および地方 公共団体	公社・公団分	地方公共団 体分	一般政府	政府金融機 関	政府企業	法人企業	金融企業
1. 政府金融機関(A+B)	162,424.9	45,432.0	4,849.2	50,281.2	112,143.7	37,607.3	0.8	0	0.8	37,608.1	38,754.1	38,754.1	3,526.9	32,047.6
A 特別会計分	65,718.1	45,432.0	3,762.1	49,194.1	16,524.0	4,972.5	0	0	0	4,972.5	8,696.8	8,696.8	2,644.7	0
郵便貯金	13,223.7	* 6,611.9	3,762.1	10,374.0	2,644.7	0	0	0	0	0	0	0	2,644.7	0
郵便年金														
簡保	38,822.1	38,822.1	0	38,822.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金運用部	13,172.0	* 0	0	0	13,172.0	4,480.2	-	-	-	4,480.2	8,696.8	8,696.8	0	0
森林保険	27.2	0	0	0	27.2	27.2	-	-	-	27.2	-	-	-	-
輸出保険	47.7	0	0	0	47.7	47.7	-	-	-	47.7	-	-	-	-
木船再保険	140.3	0	0	0	140.3	140.3	-	-	-	140.3	-	-	-	-
中小企業融資保証保険	17.7	0	0	0	17.7	17.7	-	-	-	17.7	-	-	-	-
農業共済再保険	255.4	0	0	0	255.4	255.4	-	-	-	255.4	-	-	-	-
B 政府内保金融機関	96,706.8	0	882.1	882.1	95,824.7	32,636.8	0.8	0	0.8	32,637.6	30,252.3	30,252.3	882.2	32,047.6
日本銀行	51,769.8	0	0	0	51,769.8	22,604.4	-	-	-	22,604.4	0	0	0	31,165.4
日本輸出入銀行	793.8													
日本興業銀行	22,073.0													
中小企業金融公庫	5,533.0													
農林漁業金融公庫	9,805.0													
北海道東北南関東公庫	882.0	(42,257.8)												
公営企業金融公庫	△ 30.0	-	-	-	42,258.8	12,001.5	-	-	-	12,001.5	30,252.3	-	-	-
医療金融公庫	54.0													
国民金融公庫	2,849.0													
住宅金融公庫	2,163.0													
中小企業信用保証公庫	151.0													
信用保証協会	2,646.5	0	882.1	882.1	1,764.4	0	0	0	0	0	0	0	882.2	882.2
奄美群島復興信用基金	31.7	0	0	0	31.7	30.9	0.8	0	0.8	31.7	0	0	0	0

(単位 100万円)

金融機関別産出	経済主体別区分													
	(1) 産出総額	(2) 家計	(3) 個人企業	(4) (2)+(3) 小計	(5) (1)-(4) その他	(6) 政府一般部	(7) 公社・公団・地方公共団体	(8) 公社・公団分	(9) 地方公共団体分	(10) (6)+(7) 一般政府	(11) 政府金融機関	(12) (8)+(11) 政府企業	(13) (4)-(10) 法人企業	(14) 金融企業
2. 民間金融機関、その他(A+B+C)	872,572.1	278,244.6	176,038.2	472,252.8	380,339.3	2,172.7	2,082.8	10.0	2,073.8	4,253.5	1,641.0	1,651.0	2,577.2.4	82,732.4
A 市中金融機関	500,971.2	124,775.6	146,626.4	271,432.0	227,485.2	1,609.0	32.0	10.0	22.0	1,631.0	1,641.0	1,651.0	182,858.4	43,334.8
全国銀行	325,042.0	*85,164.0	65,652.7	150,823.9	174,225.1	1,593.0	32.0	10.0	22.0	1,615.0	1,625.0	1,635.0	152,772.4	18,202.7
相互銀行	44,170.0	*17,474.0	17,326.5	360,820.5	7,342.5	0	0	0	0	0	0	0	7,342.5	0
信用金庫	42,374.0	*4,932.0	34,477.0	39,416.0	9,778.0	0	0	0	0	0	0	0	9,778.0	0
信用共同組合	2,582.0	*742.0	6,688.2	7,430.2	2,151.8	0	0	0	0	0	0	0	2,151.8	0
労働金庫	2,372.0	*856.3	0	856.3	1,522.7	0	0	0	0	0	0	0	1,522.7	0
信託	21,415.0	*7,745.0	4,704.0	12,849.0	8,566.0	0	0	0	0	0	0	0	6,313.1	2,252.9
農協組	20,238.0	*7,502.3	2,420.0	20,238.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁協組	870.0	167.0	381.1	548.1	321.9	0	0	0	0	0	0	0	321.9	0
信連	17,190.9	0	0	0	17,190.9	0	0	0	0	0	0	0	0	17,190.9
農中	5,730.3	0	0	0	5,730.3	16.0	0	0	0	16.0	16.0	16.0	0	5,698.3
商中	4,899.0	0	2,450.0	2,450.0	2,442.0	0	0	0	0	0	0	0	2,442.0	0
信連	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B その他金融機関	146,314.9	52,444.7	11,214.3	68,659.0	77,655.9	570.7	2,051.8	0	2,051.8	2,622.5	0	0	35,645.8	32,382.6
証券会社	114,140.0	54,216.5	0	54,216.5	52,923.5	570.7	-	-	-	570.7	0	0	28,535.0	30,872.8
証券金融会社	1,715.0	0	0	0	1,715.0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,715.0
取引所	4,803.1	0	0	0	4,803.1	0	0	0	0	0	0	0	0	4,803.1
貸付	11,280.0	*3,073.0	4,103.5	7,176.5	4,103.5	0	2,051.8	0	2,051.8	2,051.8	0	0	0	2,051.7
貸付	16,204.4	0	7,102.2	7,102.2	7,102.2	0	0	0	0	0	0	0	7,102.2	0
信販	172.4	155.2	8.6	163.8	8.6	0	0	0	0	0	0	0	8.6	0
C 保険業	165,360.0	115,774.3	16,182.5	132,141.8	33,198.2	-	-	-	-	-	-	-	33,198.2	-
生命保険	110,487.0	*110,482.0	0	110,482.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
損害保険	54,873.0	5,482.3	16,182.5	21,674.8	33,198.2	0	0	0	0	0	0	0	33,198.2	0
共済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計 (1+2)	795,012.0	323,653.6	172,882.4	522,541.0	452,476.0	-	-	-	-	41,861.6	-	-	255,222.3	114,780.0
構成比	(100.0)	(35.2)	(18.3)	(46.4)	(46.4)	-	-	-	-	(4.3)	-	-	(26.2)	(11.8)

注.* 現行国民所得統計に附属サービス(計235,028)として計上されているもの。

内訳 金融機関の附属サービス 116,596
 生命保険会社の附属サービス 110,482
 信託報酬手数料 7,945

(24)

金融・保険業部門 産出・配分表」 推計方法

(第3次産業部会資料 No. 2-4)

銀行、相互銀行などの各種金融機関の損益計算書からもとの産出額に、個人、法人別預金残高調査、または照会調査をもとにして算出した家計、企業、政府等の比率を乗じて、産出額が経済主体別に配分される過程をマトリックス形式にまとめた。

経済主体別分割割合

1. 政府金融機関

A. 特別会計分

郵便貯金

照会調査にもとづき家計50%、個人企業30%、法人企業20%とした。

郵便年金および簡保

全額家計に配分した。

資金運用部

大蔵省編「国の予算(昭和35年度)」における資金運用部特別会計の歳資構成割合によって、政府金融機関分66.0%、一般政府34.0%の配分割合をもとめた。

この構成割合を具体的にしめると、以下のとおりである。

A	郵便および郵便振替貯金	56.5 %
	簡保、郵便年金	8.3 %
B	厚生保険	21.0 %
C	その他特別会計	8.7 %
D	政府関係機関、資金等	1.2 %
E	自己資金	4.3 %
		100.0 %
	政府金融機関(A+D)	66.0 %
	一般政府(B+C+E)	34.0 %

森林保険
輸出保険
木船再保険
中小企業融資保証保険
農業共済再保険

全額一般政府に政府消費として計上した。

B. 政府関係金融機関

日本銀行

日本銀行における政府預金と金融機関預金の割合(それぞれ39.8%および60.2%)で配分し、これを一般政府と金融企業に計上した。

日本輸出入銀行
日本商売銀行
中小企業金融公庫
農林漁業金融公庫
北海道東北開発公庫
公営企業金融公庫
医療金融公庫
国民金融公庫
住宅金融公庫
中小企業信用保険公庫

この部分は日本銀行資金循環表(35年)によって各金融機関別でなく総合的にとらえ、産出額を政府金融機関71.6%、政府一般部28.4%の割合で配分した。資金循環表による分割割合は以下のとおり。

	資金運用部	政府一般部	(単位、億円)
貸出金	20,581	1,092	
出資金	-----	2,058	
	20,581	8,150	28,731
	71.6%	28.4%	100%

信用保証協会

個人企業、法人企業、金融企業に三等分した。

奄美群島復興信用基金

国および鹿児島県出資金の割合で按分した。

2. 民間金融機関

A. 市中金融機関

(266)

全国銀行

日本銀行調「予金者別予金調」(35年上、下)から、家計52.5%、個人企業20.2%、金融企業5.6%の割合を以って、これを産出額総額に乗じて上記の各経済主体別投入額を算出した。なお政府予託金利息については別途その配分を考慮し(注)、残額をすべて法人企業分とした。

相互銀行

日本銀行調「予金者別予金調」(35年上、下)によって、家計61.4%、個人企業43.8%、として経済主体別配分額をもとめ、残額を法人企業分とした。

信用金庫および信用協同組合

照会調査により家計10%、個人企業69.8%とし、残りをすべて法人企業として配分した。

労働金庫

照会調査により、家計分36%とし、残りをすべて法人企業として配分した。

信託

国民所得の個人消費支出に計上される信託報酬の報酬総額に占める割合を家計分率とした。なお、信託協会への照会調査によって、個人分、法人分、金融企業分のそれぞれの割合が判明するので、これによって別途経済主体別配分を行ない、この際も認められる個人分で、さきにもとめた家計分の残額を個人企業分とした。

農協組

35年農家経済調査の農家一戸当り収支に関する調査から、
家計分率 37.1%、個人企業分率 62.9% (うち商工鉱業所得
分率 26.0%) とした。

具体的にこれをしめすとつぎのとおり、

		単位：円	
家計分	労賃等給手当収入	144,021	
	地代利子等の収入	8,943	
		152,964	A
営業分		259,733	B+C+D+E
	農業所得	219,240	B
	林業所得		
	林業収入	25,749	
	林業支出	2,649	
		23,100	C
	水産業所得		
	水産業収入	5,176	
	水産業支出	1,345	
		3,831	D
商工鉱業所得	収入	29,967	
	支出	16,405	(経常支出+減価償却)
		13,562	E

$$\text{家計分率} = \frac{152,964}{412,677} = 37.1\%$$

$$\text{企業分率} = \frac{259,733}{412,677} = 62.9\%$$

$$\text{うち商工鉱業所得分率} = 26.0\%$$

漁協組

生産国民所得における生産額の経済主体別の構成により、漁
家 12.2%、個人経営 43.8%、法人 37.0% の割合で配分し
た。

信農連

全額金融企業に配分した。

商工中金

個人企業分 50%、法人企業分 50% とした。

農林中金

政府預託金分は日本銀行資金循環表(注)によつて一般政府
と政府金融企業に配分し、残額はすべて金融企業分とした。

B. その他金融機関

証券会社

大蔵省理財局調査「株主分布状況」調査により、家計分 47.5
%、法人分 25%、金融機関 27.0%、政府および地方公共団
体分 0.5% とした。

証券金融会社、取引所

金融企業分とした。

質屋

質屋の資金構成に関するアンケートにより、家計分35%とし、自己資金25%を金融企業分、残りは2等分して、個人企業と一般政府に分割した。

貸金業

個人企業と法人企業、それぞれ50%ずつとした。

日本信販

照会調査により、手数料における会員分と店舗分の割合を参考にして分割した。

なおこの割合は、家計90%、店舗分10%である。

C 保険業

生命保険

個人の業団によって運営されているものとみているため、全額家計に配分した。

損害保険

損保協会照会調査による保険対象物件金額の構成割合から家計10%、個人企業25%とし残りをすべて法人企業に配分した。

農業共済保険

目下検討中。

注

ノ 政府予託金利息の源泉と配分

日本銀行資金循環表(35年分)によれば、その源泉は(預金残高)はつぎのとおりである。

単位：億円

	全 銀	農 中	—	合 計
短期性予金	—	—	—	30,949
貯蓄性予金	—	—	—	80,148
政府予託金	1,226	93	—	1,588
合 計	1,226 1%	93 0.01%	—	112,685 100%

— は省略をします。

この割合を本表における産出総額に乗じて全銀および農中の政府予託金利息をもとめ、50%は資金運用部(政府金融機関)、48%は政府一般部とし、2%は公社と公団および地方公共団体分とした。

II 一般政府の産出額の配分について、

日銀資金循環表における政府一般部においては政府金融企業、公社、地方公共団体以外の政府機関がすべて包含されているために国民所得の財政収支勘定における政府の概念(非企業会計分)と合致しない。

したがってまず政府一般部と地方公共団体の産出額とを包括して一般政府の産出額とし、別途政府企業会計分の利子収入と政府非企業会計分の利子収入をもとめ、この割合によって一般政府の産出額を分割し、政府企業会計分の産出額は政府企業に配分し、政府非企業会計分の産出額のみを、政府分の産出額として計上して最終調整を行ない、一般政府を政府企業と政府として表章する予定である。